

教職第1415-1号  
平成22年2月12日

各県立学校長  
関係課所館長

} 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長  
(公印省略)

### 住居手当の改正と経過措置に関する事務について（通知）

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年埼玉県条例第60号）、学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（平成22年埼玉県教育委員会規則第2号）、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年埼玉県条例第54号）及び住居手当に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則7-906）が公布され、平成22年4月1日に施行されます。

これに伴い、平成22年4月1日以降の住居手当に関する事務については、下記のとおり実施してください。

記

#### 1 条例改正の概要

自宅に係る住居手当（以下「手当」という。）を廃止する。廃止に当たっては、職員の処遇に及ぼす急激な変動を緩和するため、2年間の経過措置を設ける。

平成22年度 3,000円

平成23年度 1,500円

※ 手当は廃止になったため、平成22年度以降新規認定はできない。（2 経過措置について(2)から(4)の場合を除く）

#### 2 経過措置について

経過措置対象者

**【原則】** 平成22年3月分の手当が支給される職員（平成22年3月1日時点で支給要件を具備）のうち、同年4月以後も引き続き手当の支給要件を具備する職員

※ 手当の支給要件を喪失した場合は、経過措置が終了する。

※ 自宅から自宅へ転居し、引き続き支給要件を具備する場合は経過措置が継続する。

**【例外】**

**(1) 休職者等の経過措置**

次のいずれかに該当する職員のうち、当該職員となる前の直近の月に手当が支給され、職務復帰後も引き続き手当の支給要件を具備する職員

ア 無給休職者 イ 停職者 ウ 組合専従休職者 エ 育児休業職員  
オ 大学院修学休業職員

事由	休職等に入る前の直近の月に手当を受給している場合	休職等に入る前の直近の月に手当を受給していない場合
無給休職者・停職者・組合専従休職者・育児休業職員・大学院修学休業職員	○	×

○…経過措置対象／×…経過措置対象外

※ 休職等に入る前の直近の月に手当を受給していない場合、休職等の期間中に支給要件を具備した場合でも経過措置対象外となる。

#### (2) 無給派遣職員等の経過措置

次のいずれかに該当する職員のうち、当該職員とならなかつたならば平成22年3月分の手当が支給され、職務復帰後も引き続き手当の支給要件を具備する職員

ア 無給派遣職員 イ 無給公益的法人等派遣職員

事由	派遣される前の直近の月に手当を受給している場合	派遣の期間中（平成22年3月1日以前）に支給要件を具備し、派遣がなければ、同年3月分の手当を受給可能であった場合
無給派遣職員・無給公益的法人等派遣職員	○	○

#### (3) 人事交流等の経過措置（県費支弁の職員）

条例の適用を受けない県費支弁の職員で、人事交流等により引き続き新たに条例の適用を受ける職員のうち、条例の適用を受ける職員であったならば平成22年3月分の手当が支給され、新たに職員となった後も引き続き手当の支給要件を具備する職員

事由	条例の適用を受ける職員であつたならば、平成22年3月分の手当を受給可能であった場合
条例の適用を受けない県費支弁の常勤職員 例：行政職給料表 → 教育職給料表（1） (職員の給与条例) (学校職員の給与条例)	○

#### (4) 人事交流等の経過措置((3)を除く)

(3)を除く人事交流等により引き続き新たに条例の適用を受ける職員のうち、当該人事交流等がなければ平成22年3月分の手当が支給され、新たに職員となった後も引き続き手当の支給要件を具備する職員

事由	人事交流等の前から手当を受給している場合	人事交流等の期間中（平成22年3月1日以前）に支給要件を具備し、人事交流等がなければ、同年3月に受給可能であった場合
(3)を除く人事交流等 例：国・他の地方公共団体等	○	○

### 3 住居手当認定簿の整理

条例改正に伴う住居手当認定簿の整理については、下記の例を参照の上、実施してください。

#### 【経過措置対象：○】

## 住居手当認定簿

届出の事由 ・発生（改定）年月日 ・内容	該当条文 (学校職員の給与に関する条例第9条の6)		住居手当の 月額	支給の 始期等	学校職員の給与に関する条例第9条の6及同條に基づく 学校職員の住居手当に関する規則(昭和49年埼玉県教育委 員会規第40号)の規定に従い記入する。
提出（受理）年月日	決定家賃額（借家・借間のみ）				
○○年○○月○○日発生 内容 〔 ○○○○ 〕	自 す ら し る 居 住 住 宅	□第1項第1号(借家・借間) 決定家賃額 円 □第1項第2号(特家)	自ら居住する住居手当の額 4,500 円	○○年○○月○○日 ○○年○○月分 〔 まで 〕	○○年○○月○○日 職名 ○ ○ ○ ○
	留 居 住 す る 家 族 住 宅	□第1項第3号(借家・借間) 決定家賃額 円 □第1項第4号(特家)	留守家族の住居手当の額 円 合計 4,500 円		氏名 ○ ○ ○ ○ (印)
○○年○○月○○日提出 (受理)	自 す ら し る 居 住 住 宅	□第1項第1号(借家・借間) 決定家賃額 円 □第1項第2号(特家)	自ら居住する住居手当の額 3,000 円	○○年○○月○○日 22年 4月分 〔 まで 〕	○○年○○月○○日 職名 ○ ○ ○ ○
	留 居 住 す る 家 族 住 宅	□第1項第3号(借家・借間) 決定家賃額 円 □第1項第4号(特家)	留守家族の住居手当の額 円 合計 3,000 円		氏名 ○ ○ ○ ○ (印)

#### （記入上の注意）

届出の事由の発生は、「平成22年4月1日発生」とする。

届出の事由の内容は、「規定改正による経過措置」とする。

支給の始期等は、「22年4月分から」とする。

決定欄は、決定（改定）した日とする。

#### 【経過措置対象外：×】

届出の事由 ・発生（改定）年月日 ・内容	該当条文 (学校職員の給与に関する条例第9条の6)		住居手当の 月額	支給の 始期等	学校職員の給与に関する条例第9条の6及同條に基づく 学校職員の住居手当に関する規則(昭和49年埼玉県教育委 員会規第40号)の規定に従い記入する。
提出（受理）年月日	決定家賃額（借家・借間のみ）				
22年 3月31日発生 内容 〔 規定改正による 支給終了 〕	自 す ら し る 居 住 住 宅	□第1項第1号(借家・借間) 決定家賃額 円 □第1項第2号(特家)	自ら居住する住居手当の額 0 円	22年 4月分 〔 まで 〕	22年 3月31日 職名 ○ ○ ○ ○
	留 居 住 す る 家 族 住 宅	□第1項第3号(借家・借間) 決定家賃額 円 □第1項第4号(特家)	留守家族の住居手当の額 円 合計 0 円		氏名 ○ ○ ○ ○ (印)
年 月 日提出 (受理)	自 す ら し る 居 住 住 宅	□第1項第1号(借家・借間) 決定家賃額 円 □第1項第2号(特家)	自ら居住する住居手当の額 0 円		○○年○○月○○日 職名 ○ ○ ○ ○
	留 居 住 す る 家 族 住 宅	□第1項第3号(借家・借間) 決定家賃額 円 □第1項第4号(特家)	留守家族の住居手当の額 円 合計 0 円		氏名 ○ ○ ○ ○ (印)

#### （記入上の注意）

届出の事由の発生は、「平成22年3月31日発生」とする。

届出の事由の内容は、「規定改正による支給終了」とする。

支給の始期等は、「22年4月分から」とする。

決定欄は、「平成22年3月31日発生」とする。

#### 4 その他

##### (1) 住居手当認定簿の様式について

ア 経過措置対象者については、旧様式を使用してください。

イ 借家・借間に係る認定については、新規に記載する場合（転居や更新に係る認定等）は新様式を使用してください。その際、旧様式の最後の認定に係る事項を新様式の1段目に転記してください（決定欄の日付は転記した日を記入）。

なお、既に認定されている職員の住居手当認定簿について、新様式に転記する必要はありません。

##### (2) 経過措置対象者の事後確認について

従前どおり、世帯主の確認等、職員が支給要件を具備しているか確認が必要です。

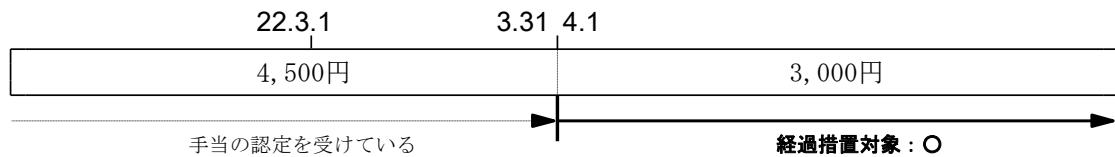
担当：教職員課 制度・指導担当

TEL:048-830-6667

## 住居手当 経過措置対象に係る事例

### 1 原則の経過措置

**例 1** 3月分の手当を受給し、引き続き自宅に係る住居手当（以下「手当」という。）の支給要件を具備する場合

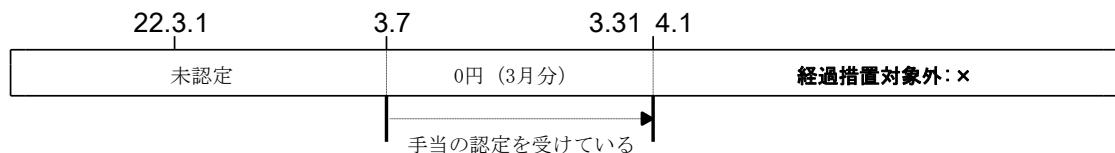


※ 経過措置対象者は、職員本人に限定される。経過措置対象者である配偶者等から、経過措置対象の認定を引き継ぐことはできない。

**例 2** 平成22年3月2日以降に手当の支給要件を具備し、認定を受けた場合

【事例】

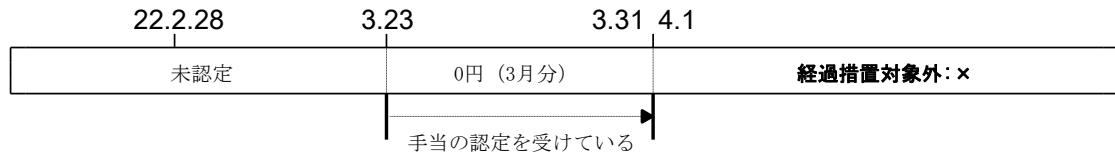
- ・ H22. 2月分の住居手当は受給していない
- ・ H22. 3. 7に自宅に転居し、手当の支給要件を具備
- ・ H22. 3. 8に住居届を提出



**例 3** 平成22年3月1日以前に手当の支給要件を具備していたが、事実発生日から15日経過後に届け出た場合

【事例】

- ・ H22. 2月分の住居手当は受給していない
- ・ H22. 2. 28に自宅に転居し、手当の支給要件を具備
- ・ H22. 3. 23に住居届を提出（事実発生日から15日経過）



### 2 休職者等の経過措置

**例 4** 育児休業から復帰する職員で育児休業を取得する前から手当を受給し、復帰後も引き続手当の支給要件を具備する場合

【事例】

- ・ H21. 6. 1からH22. 5. 31まで育児休業を取得
- ・ H21. 6. 1以前から手当を受給

21.6.1	22.3.31 4.1	5.31 6.1
4,500円	0円（育児休業中）	0円（育児休業中）

→ 手当の認定を受けている → 経過措置対象：○

**例5 育児休業から復帰する職員で育児休業中に手当の支給要件を具備し、自宅に係る認定を受け、復帰後も引き続き手当の支給要件を具備する場合**

【事例】

- ・ H21. 6. 1からH22. 5. 31まで育児休業を取得
- ・ H21. 12. 1に自宅に転居し、手当の支給要件を具備
- ・ 育児休業取得前は借家・借間に係る手当（27,000円）を受給

21.6.1	12.1	22.3.31 4.1	5.31 6.1
27,000円	0円（育児休業中）	0円（育児休業中）	経過措置対象外：×

→ 手当の認定を受けている

※ 育児休業取得前に自宅に係る住居手当の支給がないので経過措置対象外

**例6 大学院修学休業から復帰する職員で大学院修学休業中に手当の支給要件を具備し、自宅に係る認定を受け、復帰後も引き続き手当の支給要件を具備する場合**

【事例】

- ・ H20. 4. 1からH22. 3. 31まで大学院修学休業を取得
- ・ H21. 12. 1に自宅に転居し、手当の支給要件を具備
- ・ 大学院修学休業取得前は、住居手当の受給無し

20.4.1	21.12.1	22.3.31 4.1
未認定	認定前（大学院修学休業中）	0円（大学院修学休業中）

→ 手当の認定を受けている

※ 大学院修学休業取得前に自宅に係る住居手当の支給がないので経過措置対象外

### 3 無給派遣職員等の経過措置

**例7 無給派遣から復帰する職員で、派遣期間中に手当の支給要件を具備し、復帰後も引き続き手当の支給要件を具備する場合**

【事例1】

- ・ H21. 4. 1からH22. 9. 30まで無給派遣職員
- ・ H21. 12. 1に自宅に転居し、手当の支給要件を具備

21.4.1	21.12.1	22.9.30 10.1
未認定	無給派遣期間中	3,000円

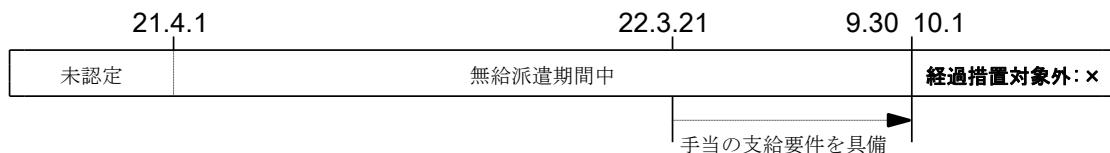
→ 手当の支給要件を具備 → 経過措置対象：○

※ 平成22年3月1日以前に手当の支給要件を具備しており、3月分の手当を受給可能であったため、経過措置対象となる。

※ 職務復帰後、職員の住居届の提出及び認定権者による認定が必要

## 【事例 2】

- ・ H21. 4. 1からH22. 9. 30まで無給派遣職員
- ・ H22. 3. 21に自宅に転居し、手当の支給要件を具備



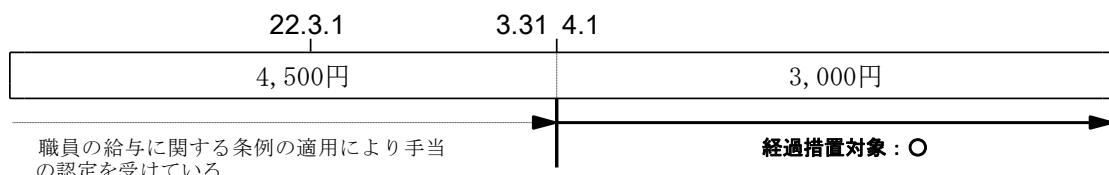
※ 平成22年3月2日以後に手当の支給要件を具備しているため、3月分の手当の支給を受けられないので経過措置対象外となる。

## 4 人事交流等の経過措置

### 例 8 条例の適用を受けない県費支弁の常勤職員が、条例の適用を受ける職員となる前から手当を受給しており、引き続き手当の支給要件を具備する場合

#### 【事例】

- ・ H22. 3. 31まで知事部局職員（行政職給料表：職員の給与に関する条例適用）
- ・ H22. 3. 31まで職員の給与に関する条例に基づく手当を受給
- ・ H22. 4. 1から県立学校の教諭（教育職給料表（1）：学校職員の給与に関する条例適用）



※ 新たに条例の適用を受ける職員となった後、職員の住居届の提出及び認定権者による認定が必要

### 例 9 人事交流等により引き続き新たに条例の適用を受ける職員で、人事交流等で退職する前から手当を受給し、新たに職員となった後も引き続き手当の支給要件を具備する場合

#### 【事例 1】

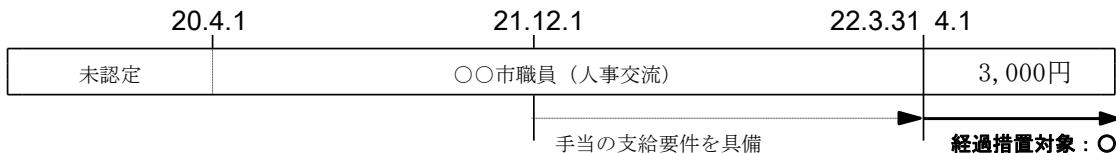
- ・ H20. 3. 31まで県費支弁の職員
- ・ H20. 4. 1からH22. 3. 31まで○○市役所へ人事交流
- ・ H20. 3. 31まで手当を受給



※ 新たに職員となった後、職員の住居届の提出及び認定権者による認定が必要

#### 【事例 2】

- ・ H20. 3. 31まで県費支弁の職員
- ・ H20. 4. 1からH22. 3. 31まで○○市役所へ人事交流
- ・ H21. 12. 1から手当の支給要件を具備

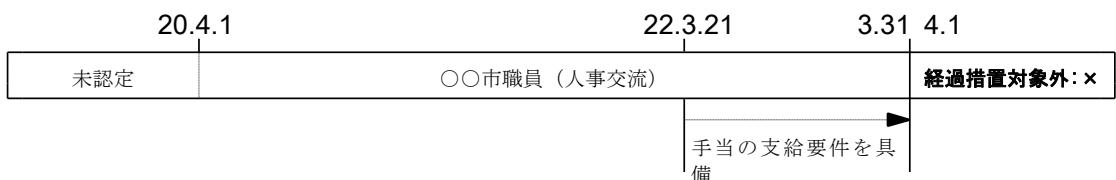


※ 平成22年3月1日以前に手当の支給要件を具備しており、3月分の手当を受給可能であったため、  
経過措置対象となる。

※ 新たに職員となった後、職員の住居届の提出及び認定権者による認定が必要

### 【事例3】

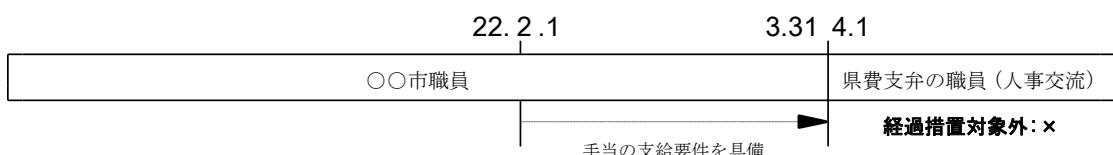
- H20.3.31まで県費支弁の職員
- H20.4.1からH22.3.31まで○○市役所へ人事交流
- H22.3.21から手当の支給要件を具備



※ 平成22年3月2日以後に手当の支給要件を具備しているため、3月分の手当の支給を受けられないの  
で経過措置対象外となる。

### 【事例4】

- H22.3.31まで市で採用された市費支弁の職員
- H22.4.1から人事交流により県費支弁の職員
- H22.2.1から手当の支給要件を具備



## 5 その他

### 例10 経過措置対象者が転居した場合

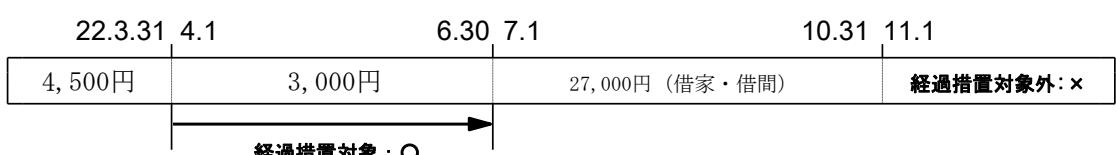
#### 【事例1】

- H22.6.30 自宅から転居し手当の支給要件を喪失



#### 【事例2】

- H22.6.30 自宅から借家・借間に転居
- H22.11.1 再び借家・借間から自宅に転居

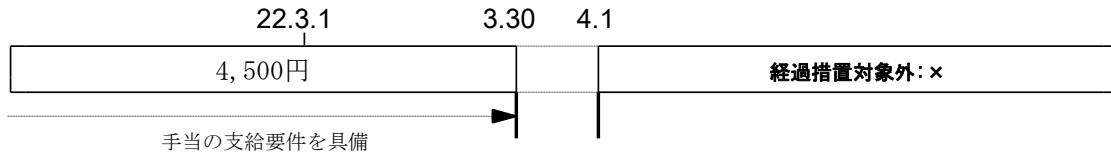


## 【例 1】 臨時の任用職員の経過措置

### 【事例 1】

(任期が年度をまたがない場合)

- ・ H22. 3. 30までA高校の臨時の任用職員
- ・ H22. 4. 1 からB高校の臨時の任用職員

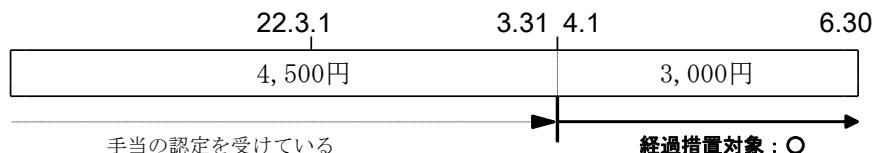


※ H22. 4. 1から新規採用職員となった場合も同様

### 【事例 2】

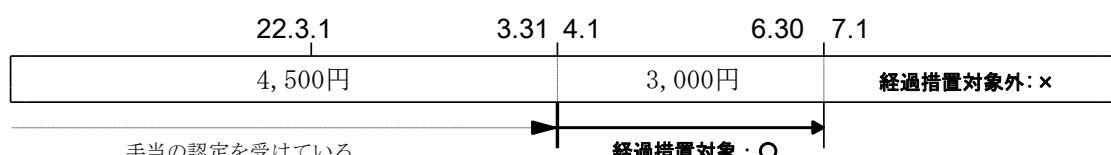
(任期が年度をまたぐ場合)

- ・ H22. 6. 30まで臨時の任用職員



### 【事例 3】

- ・ H22. 6. 30まで病休代替の臨時の任用職員
- ・ H22. 7. 1から休職代替の臨時の任用職員



※ H22. 7. 1からの任期については、改正後の給与条例が適用となるため、経過措置対象外